

温泉法における「ゆう出」の定義について

温泉法第2条

この法律で「温泉」とは、地中からゆう出する温水、鉱水及び水蒸気その他ガス（炭化水素を主成分とする天然ガスを除く。）で、別表に掲げる温度又は物質を有するものをいう。

1. 温泉法制定以前の考え方について

温泉法が昭和23年に制定される以前は、各都道府県において温泉に関する規制を警察取締令等により実施していた。

- ・群馬県：温泉ト称スルハ…地下ヨリ噴出スル…
- ・新潟県：鉱泉ト称スルハ地中ヨリ湧出スル泉水…

2. 温泉法での考え方について

現在の温泉法第2条についても、温泉法制定以前の各都道府県の警察取締令の同様の解釈である。つまり、温泉がゆう出することとは、温泉が地中から地表に出現することである。これは、一般的に温泉を利用できる状態となるには主として地表にゆう出後であること、「湧出」という言葉の一般的な定義（※）からも妥当である。

なお、このゆう出にいたる過程として、自然ゆう出に限らず、掘削自噴及び動力を装置することによるゆう出も含まれる。

※ゆうしゅつー湧出：わき出ること。「温泉の一」。

わくー湧く：地下水などが地中から出る。「温泉が一」

広辞苑第5版より

3. 温泉法第3条について

1及び2を踏まえると、温泉法第3条において定める「温泉をゆう出させる目的」とは、「温泉を地表に取り出す意図を持つこと」である。